

大和高原山村の「与力」制度

——アンケート調査研究にもとづく覚書——

山 本 剛 郎*
三 上 勝 也**

【1】

われわれはこれまで奈良県北東部に位置する山辺郡山添村、添上郡月ヶ瀬村を中心にインテンシブな2・3の村落調査と、やや視点をかえた奈良県全体の地域構造の分析とおこなってきた¹⁾。それは、この一帯に「与力制度」とよばれている民俗慣行があつて、このような制度を理解することがこの地方の村落構造の把握に寄与すると考えたから、である。したがって若干の既報告はいずれも与力制度との関連において考察を試みたものであつた。

しかし、現地でのききとりを通じて一口に「与力」という表現を使用しながらも、村落ごとにニュアンスの違いがあつたりして、これまでの調査研究だけでは「与力」が同族なのか、親分・子分関係と関連があるのか速断できなかつた²⁾。そこで、与力制度のみられる地区の分布状況はどのようになっているか、あるいは与力制度の形態や内容はどうであるか、ということが次の問題点としてうかび上つてきた。こうした点についてはすでに、先の調査と併行して、与力制度のみられる地区の大部分、およびその周辺の地区のいくつかに対して簡単なインタビューを試みてはいた。しかし、資料の集計に、より客観性をもたせるため、あらためて調査票に基づく調査を郵送法によって行

なつた。対象地域は、奈良県下の奈良市東部、山辺郡山添村、同都祁村、添上郡月ヶ瀬村、宇陀郡室生村、京都府下の相楽郡笠置町、同南山城村、三重県上野市の西部で、全農業集落³⁾(156)を単位とした。郵送は昭和51年11月、各集落(以下、地区という)の長(区長など)に対して、与力制度の有無、与力の役割、与力との付き合いのしかた、与力と本分家との関係、与力制度の形態およびその変化、同族、親分・子分関係、および葬式の合力組織・式の運営等18の項目についてたずね、指定した期日までに無回答の地区には督促し、156のうち91地区から回答を得た。

以下はアンケート調査の報告である。必要に応じてききとりで得た資料を使うが、集計にはこれを加えていない。

【2】

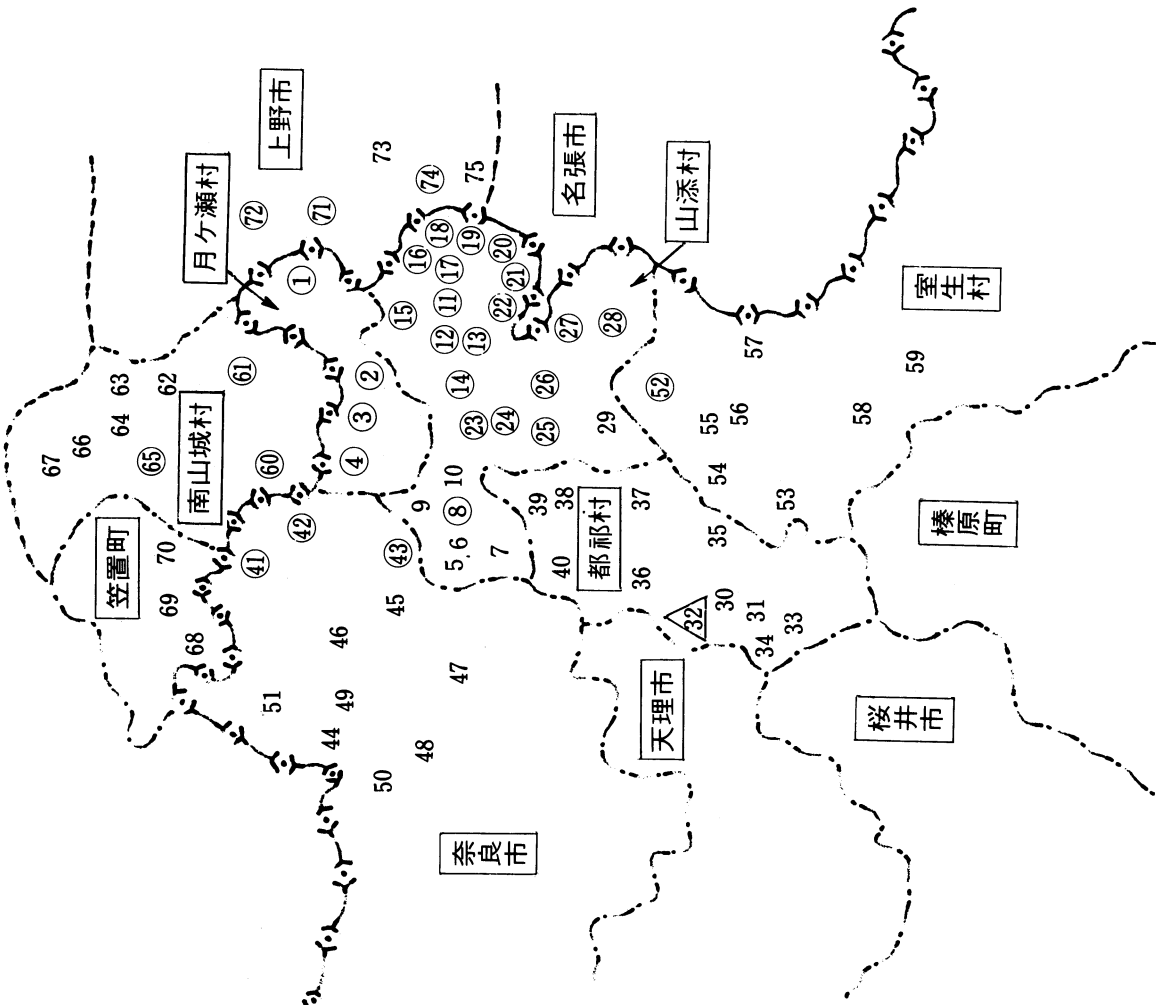
郵送した156地区(集落)のうち回答のあつた91地区について、与力制度の有無をしらべると、34地区で現存し、1地区でかつて存在していた。その分布は図1のとおりである。現存する34地区は、山添村20、月ヶ瀬村4、奈良市・上野市・南山城村各3、室生村1地区である。大正末年まで存在していたといわれるのは都祁村友田地区である。

これをききとり調査、村史、その他の資料によつてすこし補足しておこう。山添村の場合、旧波多

*関西学院大学社会学部 **天理大学教養部

- 1) ①山本剛郎・三上勝也、山村における変貌と与力慣行、天理大学学報100輯、昭和50年、②三上勝也・山本剛郎、山村における与力慣行、天理大学学報100輯、昭和50年、③三上勝也・山本剛郎、山村における通婚・養取・「与力」関係について、天理大学学報105輯、昭和51年、④山本剛郎・三上勝也、奈良県の地域構造、天理大学学報107輯、昭和52年、⑤三上勝也・山本剛郎、山村の同族と「与力」関係、ソシオロジ22巻2号、3号、昭和52、53年
- 2) 柳田国男、族制語彙、日本法理研究会、昭和18年 竹田聰彦、日本の民俗 京都、第一法規出版、129頁 昭和48年
- 3) ここでいう農業集落とは、一定の土地(地理的な領域)と家(社会領域)とを成立要件とした農村の地域社会のことで、調査対象地域では、農業集落と行政区(地区)とは一致している。農業集落研究会編、日本の農業集落、農林統計協会、13頁 昭和52年

図1. 与力制度分布図



(注)○図中の各番号は地区(集落)名に対応し、与力有地区には○印を、かつての与力有地区には○印を付し、番号のみは与力無地区を示す。
 ○山添村内の地区名不明の与力有地区は図中に含まない。
 ○番号51、58、59は数地区を一かつして示してある。

市町村名	地区名	市町村名	番号	地区名	市町村名	番号	地区名
川ヶ瀬村	打石	奈良市	①	興ヶ地	40	興ヶ地	40
	瀬原	旧柳生村	②	丹生	④⑤	丹生	④⑤
	桃野	旧東山村	③	南大	④⑤	南大	④⑤
			④	北原	④⑤	北原	④⑤
	津尾	旧東山村	5	大平	④⑤	大平	④⑤
	野寺	旧東山村	6	須生	④⑤	須生	④⑤
	山野	旧東山村	7	下須	④⑤	下須	④⑤
	西生	旧東山村	8	下須	④⑤	下須	④⑤
	津瀬	旧東山村	9	下須	④⑤	下須	④⑤
	山代	旧東山村	10	下須	④⑤	下須	④⑤
	北条	旧東山村	11	下須	④⑤	下須	④⑤
	下須	旧東山村	12	下須	④⑤	下須	④⑤
	中津	旧東山村	13	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	14	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	15	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	16	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	17	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	18	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	19	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	20	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	21	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	22	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	23	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	24	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	25	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	26	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	27	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	28	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	29	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	30	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	31	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	32	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	33	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	34	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	35	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	36	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	37	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	38	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	39	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	40	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	41	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	42	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	43	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	44	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	45	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	46	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	47	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	48	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	49	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	50	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	51	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	52	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	53	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	54	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	55	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	56	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	57	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	58	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	59	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	60	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	61	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	62	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	63	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	64	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	65	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	66	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	67	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	68	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	69	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	70	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	71	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	72	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	73	下須	④⑤	下須	④⑤
	弘之	旧東山村	74	下須	④⑤	下須	④⑤
	吉田	旧東山村	75	下須	④⑤	下須	④⑤

野村の14地区全部、旧豊原村の切幡地区を除く9地区全部、旧東山村では峰寺地区のみが「与力制度有り」と答えている。しかし、峰寺地区の場合、ききとりによると明治以降にもちこまれたものといわれており、旧東山村にはそれ以前には与力制度はなかったものと思われる。月ヶ瀬村では、無回答の尾山、長引両地区を加えた6地区のすべてに現存、また奈良市東部では柳生上・下両地域にもみられるが、その分布は旧柳生村に限られている。京都府下では南山城村のうち旧高尾村の高尾・田山両地区に現存し、上野市西部では旧花垣村のうち桂・予野地区を除く、月ヶ瀬、山添両村寄りの3地区に残存している。室生村下笠間地区では、ききとりによれば与力制度は存在しない。したがって町村合併以前の旧行政村単位で大雑把に与力制度の分布をみると、月ヶ瀬村、旧波多野村、旧豊原村、旧花垣村の一部、旧高尾村、旧柳生村の一部ということになる。

次に与力の形態をみよう。各家の与力が特定の家に定まっているかどうか、に関しては、きまっている地区27、きまっていない地区6（白樫、邑地、助命、毛原、吉田、月ヶ瀬）、無回答地区2（下笠間、遅瀬）である。ききとりによれば、特定の家にきまっていないという6地区のうち白樫地区を除く5地区で与力関係は本分家間で結ばれ、たとえば邑地地区では与力の変更は当事者だけでなく同族（イットウ）に諮らなければならないという。白樫地区の場合、与力は、本分家関係でつながった家全部であり、与力の範囲は定まっており、その意味では、有回答33地区のすべてにおいて、与力は特定の家にきまっているとみてよいであろう。

与力が特定の家にきまっていると答えた27地区のうち、(a)与力は1戸だけという地区は4（桃香野、興ヶ原、友田、不明地区）、(b)与力は複数の家で1与力、2与力の区別があると答えた地区18、(c)1与力、2与力等の区別はなく複数の家の集まりという地区4（峰寺、鶴山、南大河原、丹生）、(d)無回答が1地区（広瀬）である。前述の白樫地区の例は(c)に入るものであり、(d)の広瀬地区の場合は、ききとりによると、各家には1与力が1戸と「普通与力」数戸がきまっており、(b)に入れ

てよい。したがって上の分類を次のようにいえることができよう。つまり、ほとんどの地区で各家の与力は特定の家にきまっていること、その形態は、(a)各家の与力は1戸だけだったがって1与力・2与力、あるいは「濃い与力」と「薄い与力」等の区別はないか、(b)各家は複数の家と与力としてもち、それらの与力のうち中心となる家を1与力あるいは濃い与力とし、他の家（2与力とか薄い与力）と区別しているか、(c)複数の家と与力としてもつがそれらの家の間に段階づけをしないか、のいずれかであると考えてよい。

与力または「与力関係」のこれら3形態について事例をあげてもう少し詳しくみておこう。まず、(a)の形態に属する月ヶ瀬村大字桃香野地区（約130戸）では各家の与力は1戸のみで、それゆえその家を指して単に「与力」と呼んでいる。本分家（オモヤ・インキョ）等があるときは通例その家の直接の本家が与力となり、本家の与力はその直接の分家がする。しかし桃香野地区には本分家等がないため、またはたとえそれらがあっても事情によって本分家以外の家と与力をしてもらっている家もかなりの数にのぼる。「事情によって」とは、たとえば本分家の仲が悪くなって他の家と与力を変えたとか、婚姻縁組を契機に姻戚家と与力を変更したとか、の意である。もっとも、(a)の形態の地区の与力関係がいずれもこうした事情によって比較的簡単に変更されるものかどうかはわからない。

次に(b)の形態に移ろう。これに属する月ヶ瀬村大字尾山地区（アンケートには無回答で、すべてききとりにもとづく）は91戸（未入村戸15戸を除く）からなるが、これらの家はすべて今日「葬式組」として機能している10の同族（イットウ）または同族連合に分属している。与力関係はこの同族（連合）の中で結ばれており、1与力は概ねその家の直接の本分家がし、2与力は、総本家、孫分家、相分家等がする⁴⁾。2与力は1与力が何らかの理由でその役割を遂行できないような場合の「代行」であるか、1与力だけでは人手が足りないようなとき（たとえば葬式など）の補佐役である。なお、(b)の形態の地区において、与力を区別する呼称としては「1与力」、「2与力」が一般的で

4) 三上、山本 ⑤前掲論文

あるが、他の呼称で区別されている地区もみられる。

さいごに(c)の形態の例としては上野市白樫地区(約110戸)をあげよう。白樫地区では、冠婚葬祭等のときに相互扶助し・交際し合う家の集まりを「与力」と呼んでいる。それらの家は概して本家・分家(オモヤ・インキョ)の関係で結ばれているが、そうでない家も与力に含まれていることがあり、後者を「こしらえ与力」と呼んで前者と区別している。すなわち、与力とオモヤ・インキョとは別のものでされており、「こしらえ与力」をオモヤとかインキョと呼ぶことはない。「こしらえ与力」は葬式・棟上式などの人手のいるとき、また最近では結婚式などにも扶助・交際し合う。なお、この(c)の形態の与力制度のみられる峰寺、鶴山、南大河原、丹生の4地区についてはききとりによる十分な資料をもっていない。

このように形態面からみると、「与力制度」は地区によって違いがあるが、これを機能面からみると、ほとんどの地区において、与力は冠婚葬祭をはじめいろいろな場面に(今日ではとくに葬式において)当家を助けあるいは当家に代って種々の役割をはたす、といったふうに説明され、地区による大きな差異はないと思われる。それでは与力は具体的にどのような機能をはたすのであろうか。与力制度のみられる35地区(かつてみられた1地区を含む。以下「与力有」地区と呼ぶ)に対する、「与力はおもにどんな時に、どんな付き合いをしますか」という質問の回答結果は以下のとおりである。調査票には村落生活の8つの側面にわたって21の与力との付き合いのしかたを選択肢として例示したが、それらはすべてこれまでのききとり調査でインフォーマントから得られたものである。以下、8つの項目別にみよう。

(1)出産などのとき、与力に「名付親」になってもらう、と回答した地区は今回は1つもなく、宮参りのとき与力の妻に付き添ってもらう、という回答が35地区のうち15地区(42.9%)あったほか、出産見舞をする地区が1例みられた。

(2)結婚などに関しては、披露宴で与力に親族代表として挨拶してもらう地区が29(82.9%)でもっとも多く、次いで与力に縁談などの相談をする地区が19(54.3%)、与力に仲人をしてもらう地

区が14(40.0%)地区にみられた。

(3)葬式に関しては、葬式全体を指揮してもらう、がもっとも多く30地区(85.7%)、足りない物品(座ぶとん、茶わんなど)を貸してもらう地区24(68.6%)、労力(手伝い)を提供してもらう地区22(62.9%)となっている。

(4)家の普請などのときには、与力に労力を提供してもらう(22地区、62.9%)ことはあっても、物財などを提供してもらう地区は9(25.7%)と少ない。その他、与力に上棟式で挨拶してもらう地区は20(57.1%)ある。

(5)けんかや土地の境界争いなどの争いごとがおこった場合、与力に仲裁・調停を頼むとする地区は21(60.0%)、又身元引受人・証人になってもらうとする地区は15(42.9%)ある。

(6)失火などのときは、与力に詫びをいってもらう(31地区、88.6%)というのがもっとも多く、次いで事後処理の相談相手になってもらうと答えた地区は27(77.1%)、住居など当座の世話をしてもらう地区は15(42.9%)である。その他、火事見舞、手伝いをする地区が1例みられる。

(7)正月・盆・祭・節句などの年中行事の付き合いはないといってよい。与力に贈り物をするという地区はまったくなく、与力の家に挨拶に行くという地区はわずか1例みられるだけである。

(8)その他の日常生活においては、与力との間に付き合いがないわけではなく、借金・土地売買のとき保証人になってもらう、という地区は20(57.1%)、個人的な悩みごとの相談にのってもらう、が14地区(40.0%)もある。しかし、直接与力に金銭などを借りることは少なく、7地区(20%)でみられるにすぎない。

このように与力との付き合い——それは与力の役割・機能を反映しているが——は村落生活の多様な側面をカバーしている。これまでのききとりで得られた情報をもとに生活場面ごとに整理してそのまま回答肢として並べたためやや妥当性を欠くかもしれないが、付き合いの頻度のもっとも多い場面は葬式で、次いで失火、結婚、家の普請の順になっている。「何かあれば与力に相談する」とか「与力がいなければ十分な村落生活を維持できない」と人びとにいわせ、人びとの意識の中に与力が「親類・縁者以上に頼りになる存在」として

定着しているのは、与力の役割がこのように家の重大な事件や危機的事態と深く結びついているためと考えてよいだろう。しかし、その役割・機能の性質をみると⁵⁾、確かに労力や物品の提供もある程度与力に期待されている(27.7%)が、それ以上に期待されているのは、当家に代って事件や事態の処理に当たったり(35.0%)、相談相手になってもらう(16.8%)など、より精神的あるいは社会的庇護者、後見人としての役割であると思われる。このことは、ききとり調査において、農繁期に与力に手伝ってもらおうとか、反対に与力の家に手伝いにゆくとといった日常の生産活動における付き合いが聞かれなかったことからもうかがい知ることができる。

与力の役割・機能の性質が物的・経済的なものよりも精神的・社会的なものであるといっても、それは今日の実態であって、それが与力本来の役割・機能であったのかどうかはわからない。与力の役割が昔と比べて、多くなったかどうかという質問に対して、16地区(45.7%)は変わらないと答えているが、13地区(37.1%)は昔と比べて少なくなったと答えており、また、与力の権威についても、19地区(54.3%)は昔と変わらないと答えているが、12地区(34.3%)は昔の方が権威があった、と答えているからである。つまり、与力制度は時代とともに変化してきているのであって⁶⁾、与力の役割・機能の性質もこうした時代の変化とまったく無関係ではありえないからである。

【3】

本家を「オモヤ」、分家を「インキョ」と呼ぶのは調査対象地域における一般的慣わしである。すなわち、有回答91地区のうち74地区(81.3%)にこの呼称がみられる。他には、「本家・分家」が8地区(8.8%)、その他の呼称3地区、無回答6地区である。しかし、今日この地域のオモヤとインキョの間に上下主従的といえるほどの関係はなく、どちらかといえば対等的な関係の中で互助・交際が行なわれている。

91地区のうち与力制度のみられる35地区につい

て本家・分家の呼称をみると、32地区(91.4%)でオモヤ・インキョ、5地区で本家・分家、イトウの呼称が1地区である⁷⁾。ところで、これらの地区において、“どんな家に与力を頼むか、との質問に対して、29地区(82.9%)でその家の本家・分家と答え、他には地区の旧家・有力者2、親類・縁者2、知人・友人1地区である。すなわち大部分の地区で、もしあればその家の本家・分家などに与力を頼むのがふつうであると考えられている。しかし、これは必ずしも“現実の姿、ではなく、実際には地区内に本家・分家等をもっていない家もあって、本家・分家等以外の家に与力をしてもらっている家が、25地区においてみられる。これを各地区の総戸数に対する比率で示すと、その家の本家・分家等以外の家に与力をしてもらっている家が、10%未満6地区、10~19%8地区、20~29%4地区(鶴山、春日、勝原、三ヶ谷)、30~39%3地区(丹生、大滝、中峯山)、40~49%1地区(興ヶ原)、50%以上3地区(広瀬、下津、田山)となっている。実際には相当数の家があるが、このような場合の与力をしばしば「頼まれ与力」(岩屋など)、「こしらえ与力」(毛原、吉田、白樫など)と呼んで区別している点からみると、本家・分家の系譜関係と与力関係が重なり合うのがふつうであり、自然の姿であるといえる。つまり、与力は本家(または分家)である、あるいは本家(または分家)が与力をするというのが本来の姿と考えられている。

さて、こうした場合に、“これは与力の役目、あれは本家・分家の役目、というふうには、与力と本家・分家の役割・機能を区別しているのであろうか。本家・分家等に与力を頼む29地区のうち、わずかに4地区で両者を区別しているにすぎない。この4地区においても、本・分家と与力が少くとも同じでないことは認識しているが、両者の違いを具体例をあげて明確に示すことはできない。両者の役割を区別していない地区は13で、他の地区は無回答である。

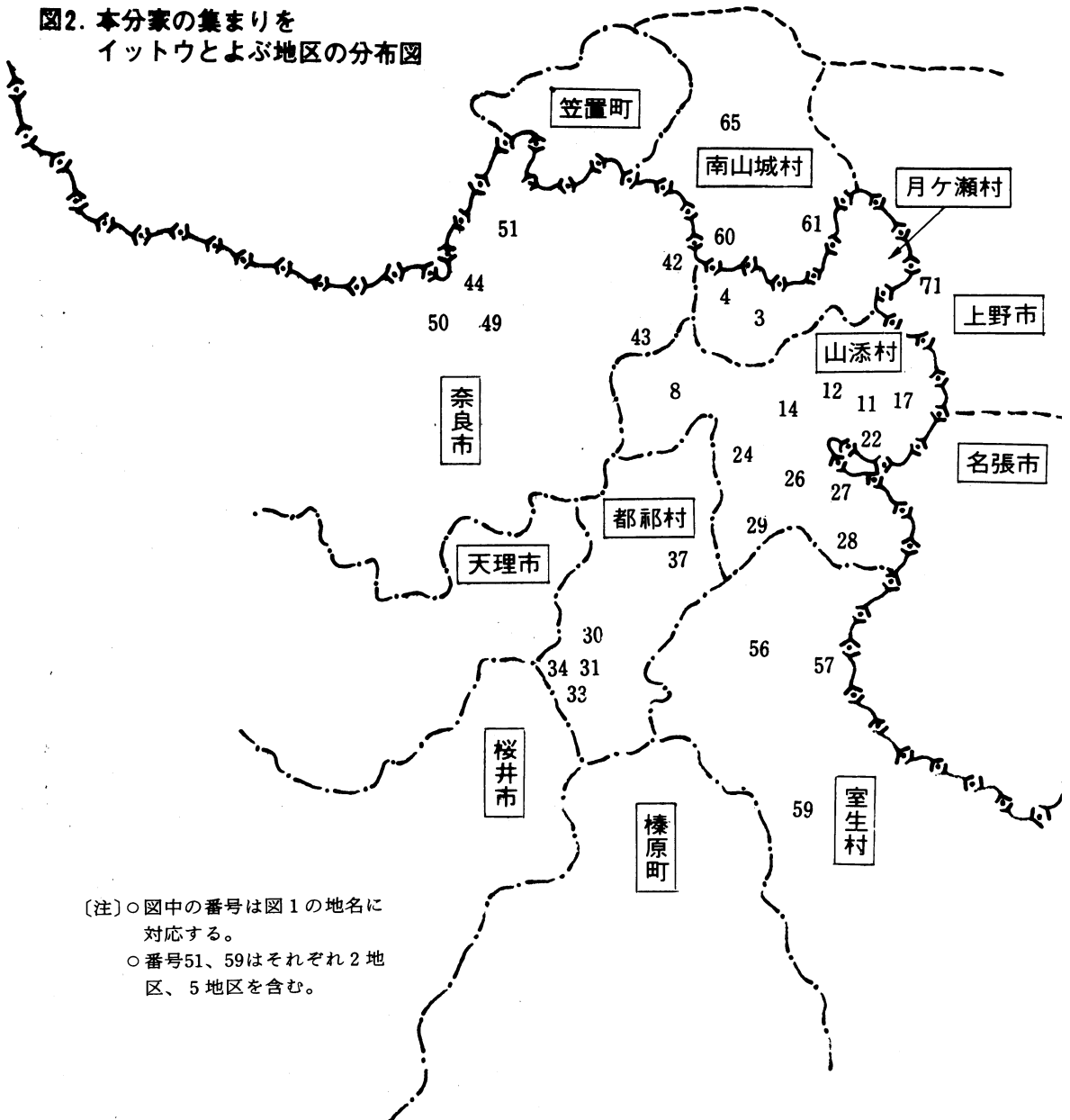
このように、与力は本家(分家)であると考え

5) 三上・山本, ②, ③前掲論文

6) 山本・三上, ①前掲論文

7) オモヤ・インキョ、本家・分家の両方に回答した地区があるため合計は38地区になっている。

図2. 本分家の集まりを
イットウとよぶ地区の分布図



[注] ○ 図中の番号は図1の地名に
対応する。
○ 番号51、59はそれぞれ2地
区、5地区を含む。

るのがふつうであり、与力と本・分家の役割の違いが区別されない地区が多いということは、与力は本・分家の意味で、両者は同じものである、というのである。

本家・分家等以外の家（旧家・有力者、親類・縁者、知人・友人）を与力とする家があり、しかも地区によって相当数の家がこのような家を与力としていること、および与力制度のみられる地域において本・分家の呼称の大部分はオモヤ・インキョまたは本家・分家であって、本家・分家の呼

称として「与力」ということばをあげた地区がまったくない——しかし、両者がしばしば重なることから、実際には日常生活において代替的に使われたりしている——ことからすると、この地域における本家・分家に対する呼称は、奈良県東山中の村々一般におけると同様、オモヤ・インキョ（本家・分家）であって、与力ではないと思われる。本家・分家に対する特別の呼称の分布の濃さに比べると、本分家の関係で結ばれた家の集まり、つまり同族（団）に対する呼称をもつ地区は少な

い。91地区のうち特別の呼称のない地区が半数近く44 (48.4%)、無回答地区9 (9.9%)を加えると、実に6割近い地区で同族の指称語をもたない。特別の呼称をもつ38地区のうち大部分の36地区 (94.7%)はイットウという呼称で、これは全体の39.6%にあたる。これを「与力有」地区 (35)と「与力無」地区 (56)で比較すると、後者において同族に対する特別の呼称のない地区が30 (53.6%)、イットウの呼称をもつ地区18 (32.1%)であるのに対し、前者においては、呼称のない地区14 (40.0%)、イットウの呼称をもつ地区18 (51.4%)となり、これらの比率は逆転している。すなわち、本家・分家に対するオモヤ・インキョの呼称が、「与力無」地区 (42,75.0%)に比べて「与力有」地区 (32,91.4%)において若干濃密に分布しているのと並行して、イットウの呼称の方も与力制度のみられる地区により濃密に分布しているといえる。(図2参照)

ところで、「与力有」地区について「縁者は一代、与力は末代」ということばがあるかどうかという質問に対して、「ある」と答えた地区29 (82.9%)、「ない」2 (5.7%)、「わからない」1 (2.9%)、無回答3 (8.6%)で、大多数の地区にこのことばが伝えられている。ここでは、与力が縁者(親族)に対比して使われていることから、与力を本分家、同族の指称語とみることも考えられなくはない。しかし先にみたように、「与力有」地区において、オモヤ・インキョ、イットウの呼称がより濃密に分布している点を考えると、たとえ実際には、イットウと与力のことばが代替的に使われる場合があるとしても、この地方の本家・分家、同族に対する呼称は、オモヤ・インキョ、イットウであり、「縁者は一代、与力は末代」のことばにおける縁者と与力の対比は、単なる社会関係の性質(一代と末代という)上の対比にすぎないと考えられよ

う。

このようにみえてくると、「与力」というものの実態は同族というよりは「親分・子分(親方・子方)」関係における「親分(親方)」のイメージに近いもののように思われる。与力関係が家と家との関係であり、累代不変の関係であり、そしてしばしば相互的に結ばれているように対等的・平板的な関係であるとしても、これらの性質は歴史的に、また社会構造⁸⁾(この地方は概して階層差が小さい⁹⁾)との関連において捉えなければならないものだからである。

この地方で「親分(親方)」ということばが使われるのは山林労働者・職人仲間に限られ(9地区においてみられる)、「与力有」地区と「与力無」地区のいずれにおいても、地区民が日常一般に使用することはなく、また「名付親」とか「仲人親」ということばで擬制的関係を指示する場合もとくに変わった意味で使われることはない。「与力有」地区において、前述のように与力に名付親になつてもらう、という回答はないが、与力に仲人をしてもらう、という地区は14 (40.0%)であった。しかし、これら14地区の中には、「仲人が与力とは限らない」とか「仲人をしてもらうこともある」との回答がみられたり、仲人としてよりは披露宴で「親族代表」として挨拶をしてもらう、という地区(29,82.9%)が多い点などを考え併せると、形式的なものであれ仲人は必ず与力に頼み、それを機会に与力関係を更新し、家と家として末代まで存続させていくという態度はみだせないようである。

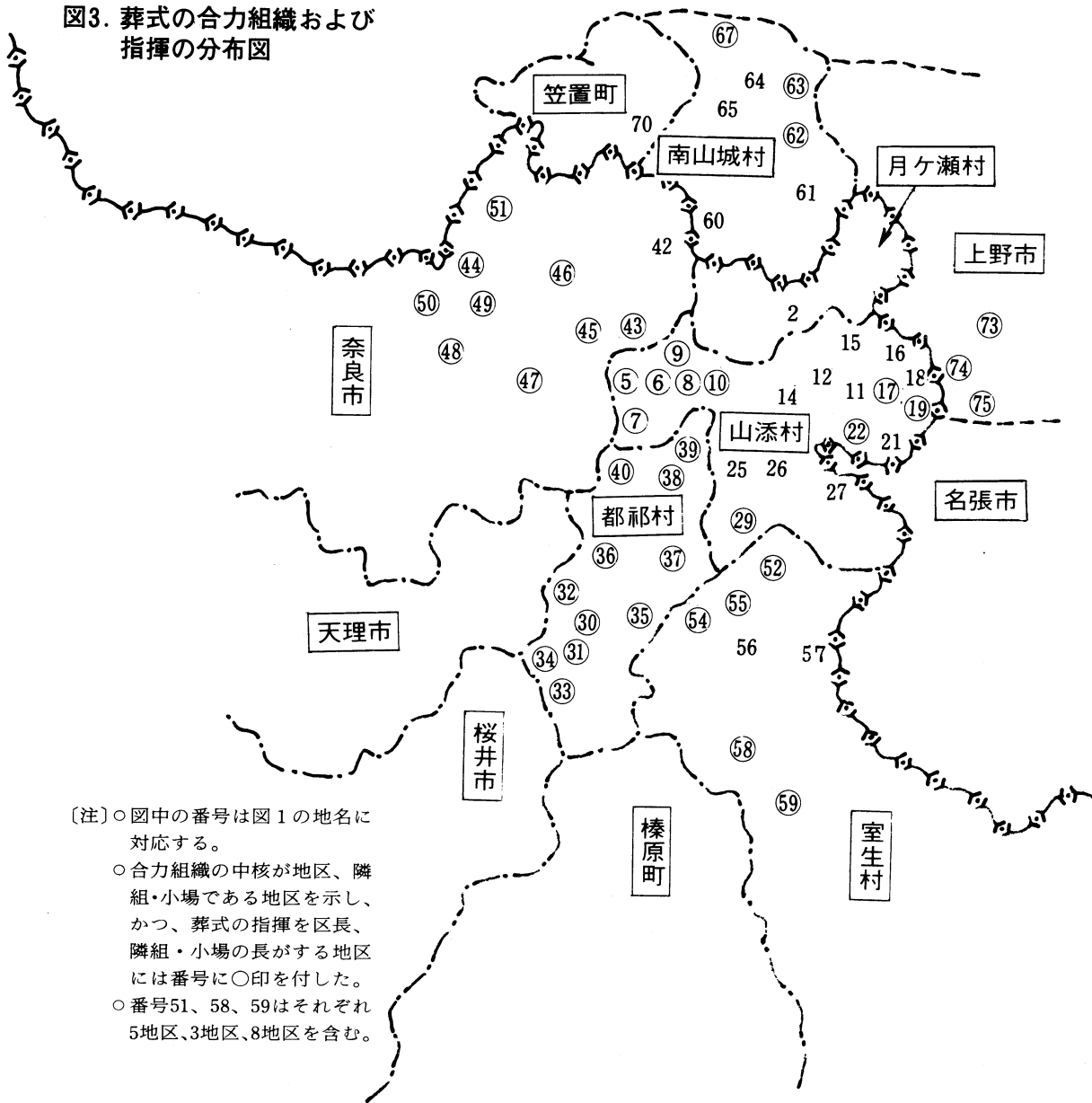
他方で、「親受け」ということばが使われることもある。これには、例えば嫁入りの方位が悪いとき、いったん他家に入りその家(親受け)から嫁入りしたことにする(尾山地区)場合とか、他所からの来住者が「村入り」をするとき、地元の誰

8) 喜多野清一、親方・子方、日本民俗学体系(4)、平凡社、37頁 昭和34年

9) 農林業センサスによる。

10) 『波多野村史』では「これは(与力制度)中世から近世にかけての武士間の主従関係においてみられたものであるが、それが中世末期に自主的な組織として、この東山中の村々につくられ、封建社会に入ってから社会組織の一つとなったものと考えられる。…」(612頁)とされているが、こうした推理の背景には、たとえば山添村大字上津・中西家へのこっている文書のなかにつぎのような字句があるからである。すなわち、奥田氏第二代忠高半兵衛が大坂夏の陣に奮戦した際の、その家来中西源大戦記には「奥田三郎右衛門慰虎家祖奥田三河守忠高、松永弾正に、与力し、…」(傍点引用者)(257頁)というくだりがある。みなみに、『日本歴史辞典』(19巻、1964年、河出書房新社)の「よりき(与力)」の項には、「鎌倉時代には、力を与(とも)にして加勢する人を意味したが、室町時代には諸大名、武将に隷属する武士をさし、戦国時代には、侍大将・足軽大将に付属した騎士の称となった。江戸時代になると、幕府のおもなる職員に隷属し、その組の上官を助けて庶務を行った。……」(傍点引用者)とある。

図3. 葬式の合力組織および指揮の分布図



- 〔注〕○図中の番号は図1の地名に対応する。
- 合力組織の中核が地区、隣組・小場である地区を示し、かつ、葬式の指揮を区長、隣組・小場の長がする地区には番号に○印を付した。
 - 番号51、58、59はそれぞれ5地区、3地区、8地区を含む。

かが身元引受人・保証人になる、つまり親受けする場合（遅瀬、尾山地区）などである。とくに後者の場合、「親」とか「親受け」ということばが使われるかどうかはともかく、身元引受人・保証人——ふつうはこのようにいわれている——がそのまま与力となるのが通例であり、しかもこの種の与力を含めた、本分家等以外の家と与力とする例は多くの地区（25,71.4%）にみられるのである。ただ前述のように、これらの与力がしばしば「こしらえ与力」とか「頼まれ与力」と呼ばれている

ということを考えると、これが本来の与力ではないというふうにも受けとれることができ、その意味では、いまここで「与力制度」を親方・子方（親分・子分）」と呼び換えることにも疑問が残る。なお、与力制度の成立に関しては、歴史的角度からの考察も必要であろう¹⁰⁾。

【4】

東山中一帯の村々のほとんどでオモヤ・インキョの呼称がみられ、それらの4割近くの村々で

イトウの呼称が存し、しかもこれらの家々が付き合う機会の最大のものは葬式(37.6%)である。それでは、本分家や同族はこの地方の葬式において具体的にどのような付き合いをするのであろうか。

まず、葬式が行なわれる際合力組織のいちばん中核になるのは何か、という質問に対して、91地区のうち「地区(大字)」と答えたもの8(8.8%)、隣組・小場66(72.5%)、同族2(2.2%)、親類・縁者7(7.7%)、無回答8(8.8%)である。地区・隣組・小場という地縁組織が圧倒的な比率(81.3%)で合力組織の中核部分となっていることがわかる。(図3参照)

これを、同族の呼称(イトウ)のみられる地区(35)と特別の呼称のない地区(43)とで比較すると、地区・隣組等の地縁集団を合力組織の中核とする地区は、前者において29地区(82.9%)、後者においては33地区(76.7%)と、わずかではあるが、予想に反した比率が示される。調査対象地域が全体としてそうであるように、イトウの呼称の有無にほとんど関係なく、多くの地区で地縁組織を葬式組としていていると考えてよいであろう。実際、イトウの呼称があり、かつ同族(イトウ)を合力組織の中核としている地区は、前述のように2地区(月ヶ瀬、毛原)にすぎない。この他の多くの地区では、同族はあるもののそれが葬式組にはなっていない。ただ「隣組」と答えた地区の中にはたとえば遅瀬地区の旧五人組のような例も含まれていると思われる。遅瀬の旧五人組は純然たる地縁組織ではなく、多くは1、2の小同族および本分家を1つももたない家から構成されていて、それが葬式組となっている¹¹⁾。

つぎに葬式の合力組織を、「与力有」地区(35)と「与力無」地区(56)で比較すると若干の差が指摘できる。「与力有」地区において合力組織の中核をなすのが「地区」であるもの2地区(5.7%)、隣組・小場等22地区(62.9%)、同族2地区(5.7%)、親類・縁者5地区(14.3%)、無回答4地区(11.4%)であるのに対し、「与力無」地区では、「地区」6(10.7%)、隣組・小場等44(78.6%)、親類・縁者2(3.6%)、無回答4(7.1%)となっている。すなわち、「与力有」地区において地縁に基づく地

区・隣組等を合力の中核的組織とする地区が68.6%であるのに比し、「与力無」地区ではそれが89.3%と約20%の開差をみせている。これとは逆に、本家分家や親族関係に基づく同族・親類縁者を合力組織の中核とする地区が前者において20.0%であるのに比べて後者においてはわずかに3.6%にとどまっている。もっとも、比率の上でのこうした若干の差が指摘できても、事例が少ないために与力制度の有無と地縁原理、同族・親族原理との関連を推論することはできないであろう。

合力組織の中核部分が概して地縁集団であるとすれば、このような地区や隣組、その他の人びとを組織して、葬式全体をとり仕切り、式の執行にあたるのは誰であろうか。91地区全体についてみると、区長14(15.4%)、組長43(47.3%)、本家・分家7(7.7%)、与力14(15.4%)、親類・縁者4(4.4%)、その他4(4.4%)、無回答5(5.5%)である。その他4地区のうち3地区は、これらの選択肢の2つ以上をあげた地区である。これらの数字を先の合力組織の場合と比較すると、区長・組長等の地縁集団の長が葬式全体を指揮する比率(62.6%)が若干低くなり、葬式執行の中心として与力が加わってくる。いうまでもなく、与力は「与力有」地区にのみ該当する選択肢であるから、ここで上の数字を「与力有」地区と「与力無」地区とに分けて比較してみよう。

「与力有」地区(35)においては、区長が葬式全体をとり仕切るとする地区4(11.4%)、組長5(14.3%)、本家・分家7(20.0%)、与力14(40%)、その他3(8.6%)無回答2(5.7%)で、その他3の内訳は、本分家・与力と答えた地区2(毛原、大塩)、区長・与力と答えた地区1(広瀬)である。他方、「与力無」地区(56)においては、区長10(17.9%)、組長・組頭38(67.9%)親類・縁者4(7.1%)、その他1(1.8%)、無回答3(5.4%)で、その他は区長と組長の両方をあげた地区(大野下出)である。したがって、「与力無」地区においては、その他1を加えて49地区(87.5%)において区長・組長等が葬式執行の中心となっており、この比率は、先の地縁集団(地区・隣組)を合力組織の中核とする地区の比率(89.3%)にほぼ等しい。親類・縁者が葬式全体を指揮する4地区は、

11) 三上・山本、⑤前掲論文

南山城村大河原地区と野殿地区、および笠置町の飛鳥路、有市西部地区である。このうち大河原、飛鳥路地区の合力は隣組を中心に、また有市西部、野殿では親類・縁者を中心に組織されている。

これに対して「与力有」地区では、区長・組長等の地縁集団の長が葬式をとり仕切る比率は大幅に減少(25.7%)し、逆に「与力無」地区にはみられなかった与力、あるいは本分家がとり仕切る地区が21地区(60%)もある。さらに本分家と与力の両方をあげた山添村毛原地区と大塩地区とを加えると23地区にもものぼる。なお、ここで本分家と与力を同一のカテゴリーにまとめたのは、両者は概念としては別のものであっても、現実にはしばしば重なり合っており、同じ家であるからである。

これを合力組織との関連でみると、地区・隣組等を合力の中核部分として組織する地区が多い(68.6%)のに、その組織の中心となって葬式の執行に当たるのは地縁集団の長であるよりも、本家・分家、与力であるという点に、「与力有」地区の特徴の一つが指摘される。さらに、山添村広瀬地区がそうであるように、「与力有」地区においては、役割の違いはあっても区(組)長と与力がともに責任者として葬式の執行に当たる地区も多いと思われ、それらの地区の若干は、区(組)長が葬式全体をとり仕切ると答えたものと考えられる。これは、与力の役割についての別の質問に対して、葬式全体を指揮してもらおうと答えた地区が30地区(85.7%)であることから推測されよう。

区(組)長と与力がともに葬式の責任者となる場合、ききとり調査による通例は、葬式の日時、準備・後片づけ等の段階から会計を管理し、人びとへの役割分配と組織、呼衆の規模や料理等々、葬式全体を実質的にとり仕切るのは与力であるが、とくに呼衆の規模や料理が華美にならないように、与力は区長に相談し、その承認を得なければならないということである。

【5】

以上アンケート調査にもとづきながら、随時ききとりで得た資料を加味して与力制度についての報告を行ってきた。以下要点を記しておこう。

1) 与力制度は旧行政村単位でとらえると、月

ヶ瀬村、旧波多野村、旧豊原村、旧高尾村と、旧花垣村・旧柳生村の一部に分布している。

2) 与力の形態は、(a)各家の与力は村内の特定の1戸の家にきまっている、(b)各家の与力は村内の特定の複数の家で、それら与力の中に1与力、2与力等なんらかの段階づけがなされている、(c)1与力、2与力等の区別はなく、複数の家の集まりを与力と呼ぶ、の3形態に大別されるが、(b)がもっとも多くみられる。

3) 与力の役割・機能は、村落生活の多岐な側面にわたるが、とりわけ家の重大な出来事や危機的事態と深く関わっている。役割・機能の性質は、より精神的・社会的であるといえるが、与力制度は変化してきており、これが与力本来の性質であるかどうかはわからない。

4) 大和高原山中及びその周辺の諸地域では、本家・分家に対する呼称としてはオモヤ・インキョが一般的で(81.3%)、「与力無」地区(75.0%)と「与力有」地区(91.4%)で若干の差が認められる。

5) 同族に対して特別の呼称をもたない地区の方が多く、呼称としてのイトウの分布はオモヤ・インキョの分布ほど一般的ではない(39.6%)。又その分布には「与力無」地区(32.1%)と「与力有」地区(51.4%)の間に若干の差がみられる。

6) 与力は現実には本分家・同族と重なることが多く、またそれがふつうであると考えられており、そうした理由で実際の日常生活においてはしばしば与力と本分家・同族は代替的に使われる。しかし、先の呼称の分布からすると、両者は一応区別して考えなければならない。

7) 「与力有」地区の多くで、「村入り」の際の身元引受人・保証人をその後代々の与力とすることから、与力の実態は「親分(親方)」に近いものと考えられる。しかし、この種の与力を含めた本分家以外の家が与力となっている場合は、しばしば「こしらえ与力」、「頼まれ与力」といい、このような与力が本来の与力でないことを示している点に疑問が残る。また、与力制度の成立については歴史的研究も必要である。

8) イトウの呼称のみられる地区で、本分家・同族が集まり・交際する最大の機会が葬式であるが、同族が合力組織の中核部分を形成するという

ことはなく、イットウの呼称の分布の多少に関係なく、東山中の諸地区においては、地区・隣組等の地縁集団が中心となって合力組織を形成する。「与力無」地区と「与力有」地区では若干の差がある。

9) 葬式全体をとり仕切る最高責任者は、区(組)長(62.6%)であるか、本分家・与力(23.1%)のいずれかであるが、これは「与力無」地区と「与力有」地区の間に顕著な差がある。前者では、合力組織の中心が区・隣組であるのと並行して大部分は区(組)長で、本分家が最高責任者である地区は皆無であるのに対して、後者では、本分家・与力が中心となる場合が多く(65.7%)、区(組)

長中心となる例は少ない(25.7%)が、実際には区(組)長と与力が共に責任者として葬式に関与する場合が多いと考えられる。

10) 「与力有」地区では、葬式全体をとり仕切るのが与力の重要や役割の1つとして制度化され、しかも与力が実際にしばしば本家・分家と重なり、それが普通と考えられていることから、与力制度は本分家関係ないしは同族(的関係)の解体阻止要因として何ほどか作用すると考えられるかもしれない。これは、「与力無」地区に比べて、「与力有」地区にオモヤ・インキョやイットウの呼称がより濃密に分布しているということから推測できるであろう。